

千葉市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年 3月27日

千葉市監査委員	穴 倉 輝 雄
同	宮 原 清 貴
同	石 橋 毅
同	亀 井 琢 磨

6千総総第1151号

令和7年3月18日

千葉市監査委員	穴倉輝雄	
同	宮原清貴	様
同	石橋毅	
同	亀井琢磨	

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号、令和5年度監査報告第9号及び11号並びに令和6年度監査報告第7号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田
電話 4013

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
3 公の施設の指定管理者 （2）コナミスポーツ・イオンディライトグループ ア 【団体】修繕に係る発注を適正に行うべきもの （ア）事案及び問題点 千葉県こてはし温水プール指定管理者管理運営の基準に定める修繕の取扱いによると、予定価格が100万円以下の修繕を発注する際は、原則として小規模修繕業者登録名簿から業者を選定することとされている。 しかしながら、小規模修繕契約に係る書類を確認したところ、全ての修繕について指定管理者の構成企業が受注し、見積合わせ等により選定された下請け業者に発注されていた。書類を確認した限りでは、指定管理者の構成企業との一者随意契約のように見受けられ、小規模修繕業者登録名簿から業者を選定することと定めている管理運営の基準に沿った手続きが行われているとは認め難い状況であった。 （イ）指摘 共同事業体の構成企業は指定管理者と同一であることから、小規模修繕を発注する際には、指定管理者として、小規模修繕業者登録名簿に登録されている業者へ直接発注するよう改められたい。	小規模修繕の発注については、指定管理者として、小規模修繕業者登録名簿に登録されている業者へ直接発注するよう所管課長が指定管理者に指導し、以後、適正な発注を行っている。
（3）株式会社千葉マリンスタージアム ア 【団体】適正な証拠書類を徴取すべきもの （ア）事案及び問題点 各コミュニティセンターの管理に関する基本協定書第24条によると、指定管理者は、経費の支出状況等の報告事項を日報として記録するとともに、	小口現金の支出における適正な証拠書類の徴取については、所管課から株式会社マリンスタージアムに対し、経理規程第15条に基づき適正に行うよう指導し、令和6年度取り

報告事項を記載した月次事業報告書を市に提出するものとされている。

当該報告を正確に行うため、指定管理者は、経費の支出を適正に行うことが求められ、金銭の支払は経理規程第15条に基づき、適切な請求書又はそれに代わる証拠書類により行う必要がある。

しかしながら、各コミュニティセンターの支出関係書類を確認したところ、小口現金による支払については、請求書によらず、領収書を証拠書類として支払っているものの、宛名や但し書きがなく、証拠書類としての要件を満たしていないものが見受けられた。

(イ) 指摘

指定管理者においては、適正な証拠書類を徴取されたい。

扱い分より適正な運用となるよう是正している。